ユニオン通信

No.30
2009.08.09

姫路ユニオン
委員長　森 山 容 光
TEL:079-288-1734　FAX:079-288-1158

姫路ユニオン 抗議行動

8月5日 仮処分申立

人を育てる学校が人の首切り

学校法人誠和学院日本工科専門学校は、ネクタイの着用を巡って「これまでの学校方針を変更する（実習時も含めてネクタイの着用を義務化）のであれば、全講師からの意見を聞く場を持ってほしい」と訴えた建築工学科の学科長に対して、学校の方針に反するとして 4 月 20 日付けで解雇を強行しました。
ネクタイの着用という労働条件の変更を、一方的に決定し押し付ける、「意見を聞いて欲しい」との要望を無視して「（当校の）意思決定方法について異議を唱えた」として解雇するとは信じられません。解雇とは、その労働者の生活＝生きる権利を奪う行為です。姫路ユニオンは 2 度の団体交渉で解雇撤回を求めてきましたが、学校側は拒否。8月5日、地位保全仮処分申立てが受理されました。

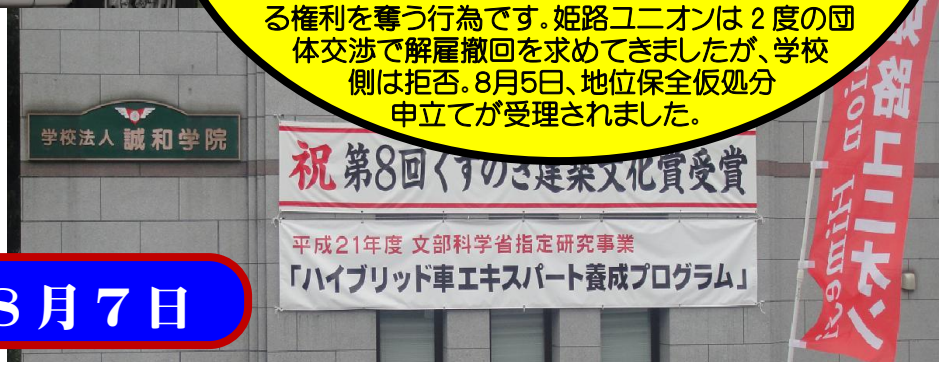

８月７日

８月１日 中国３人就職

オメデトウ

3年契約のCAD設計で働いていた中国3人の仲間は、受注減を理由に2月25日、8ヵ月ほどでA社から突然解雇されました。彼等はユニオンに入り会社と交渉。姫路ユニオン・ミニ派遣村に入り、職を探しながら、多くの闘い支援に参加！！　ホットライン・ビラ配り等でも大活躍、3月14日「兵庫たたかう仲間の集会」にものぼり旗・ゼッケンでアピール。3月16日「あかし地域ユニオン・叶フーズの抗議・裁判」にも‥。「奴隷労働」未払い1人約400万円、ひどい「川上」と闘う神戸ワーカーズ・ユニオン、中国8人の闘いと交流など、姫路ユニオンの発展・勇気付けにも大活躍してきました。
9月15日のビザ期限を前に、このたびIT関連の会社に就職する事ができました。
本当におめでとう！！

姫路ユニオンは、この1年間で少いながらも、ほぼ3倍増になりました。06年9月、ユニオン全国交流会で中野麻美弁護士の話「派遣法は、職安法で禁止されていた労働者供給をむりやり合法化した。遠く江戸時代の『人売り・ピンハネ』を現代に入れ、『労働法で守る』のではなく、『商取引』で独占禁止法に基づいて『ダンピング』され、雇用調整弁にされる」を聞きました。
姫路ユニオンの労働相談09年は4月で08年の29件を超え、今は40件です。多くの交渉など課題が山積ですが、みんなの力を合わせて前進しましょう！！